

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

厚生年金関係 4 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 11 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 8 件

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間①の標準報酬月額に係る記録について、平成7年6月から8年7月までの期間を12万6,000円、同年8月及び同年9月を13万4,000円、同年10月から14年10月までの期間を12万6,000円、同年11月から15年3月までの期間を15万円、同年4月から同年6月までの期間を19万円、同年7月から18年8月までの期間を28万円、同年9月を26万円、同年10月から19年7月までの期間を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人は、平成15年8月12日に支給された賞与において、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立てに係る当該標準賞与額の記録を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年6月1日から19年8月1日まで
② 平成15年8月12日

私は、平成7年6月1日からA社に勤務しているが、社会保険事務所（当時）で私の厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間①に係る標準報酬月額は、私が所持している給料支払明細書に記載されている控除額に基づく標準報酬月額よりも低い額となっている上、申立期間②に係る賞与から、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録に反映されていないことが分かった。

申立期間の標準報酬月額及び標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間①の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書の報酬月額及び保険料控除額から、平成7年6月から8年7月までの期間を12万6,000円、同年8月及び同年9月を13万4,000円、同年10月から14年10月までの期間を12万6,000円、同年11月から15年3月までの期間を15万円、同年4月から同年6月までの期間を19万円、同年7月から18年8月までの期間を28万円、同年9月を26万円、同年10月から19年7月までの期間を28万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間①において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人から提出された給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額は、申立期間のすべてにおいて一致していないことから、事業主は、給料支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、申立人から提出された給料支払明細書により、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立期間②において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無く、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立てに係る事業所における資格喪失日は平成15年11月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、16万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年8月31日から同年11月1日まで

私は、平成13年5月7日にA社に入社し、15年11月1日に関連会社であるB社に移籍するまで継続して勤務していたのに、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社から提出された2003年分賃金台帳の写しにより、申立人が平成15年10月31日まで継続して勤務していたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、当初、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日は、平成15年11月1日と記録されていたが、16年3月24日付けで当該資格喪失日及び15年9月1日の定時決定の記録が取り消され、同年8月31日にさかのぼって訂正されていることが確認できるところ、A社から提出された申立人に係る厚生年金基金加入員資格喪失確認通知書における申立人の被保険者資格喪失日は同年11月1日であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成15年8月31日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年11月1日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、当初、事業主が社会保険事

務所（当時）に届け出た 16 万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録について、平成10年1月から11年5月までの期間を30万円、同年6月を32万円、同年7月から同年11月までの期間を26万円、同年12月を28万円、12年1月を24万円、同年2月を26万円、同年3月を28万円、同年4月を26万円、同年5月から同年7月までの期間を28万円、同年8月及び同年9月を26万円、同年10月を28万円、同年11月を26万円、同年12月を24万円、13年1月を22万円、同年2月及び同年3月を26万円、同年4月及び同年5月を32万円、同年6月を30万円、同年7月を28万円、同年8月を26万円、同年9月を24万円、同年10月を28万円、同年11月及び同年12月を26万円、14年1月を24万円、同年2月から同年7月までの期間を26万円、同年8月及び同年9月を24万円、同年10月から15年3月までの期間を26万円、同年4月及び同年5月を28万円、同年6月を30万円、同年7月を28万円、同年8月から同年11月までの期間を26万円、同年12月から16年10月までの期間を28万円、同年11月から17年6月までの期間を26万円、同年7月を24万円、同年8月から同年12月までの期間を26万円、18年1月を28万円、同年2月を24万円、同年3月を26万円、同年4月及び同年5月を24万円、同年6月及び同年7月を26万円、同年8月を24万円、同年9月を22万円、同年10月及び同年11月を28万円、同年12月から19年3月までの期間を30万円、同年4月を32万円、同年5月を30万円、同年6月を28万円、同年7月を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から 19 年 8 月 1 日まで

私は、平成 10 年 1 月から A 社に勤務しているが、社会保険事務所（当時）で私の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間に係る私の標準報酬月額、私が所持している給料支払明細書に記載されている控除額に基づく標準報酬月額よりも低い額となっていることが分かった。

申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額に基づく標準報酬月額又は申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の適否を判断することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、申立人から提出された給料支払明細書の報酬月額及び保険料控除額並びに所得課税証明書から、平成 10 年 1 月から 11 年 5 月までの期間を 30 万円、同年 6 月を 32 万円、同年 7 月から同年 11 月までの期間を 26 万円、同年 12 月を 28 万円、12 年 1 月を 24 万円、同年 2 月を 26 万円、同年 3 月を 28 万円、同年 4 月を 26 万円、同年 5 月から同年 7 月までの期間を 28 万円、同年 8 月及び同年 9 月を 26 万円、同年 10 月を 28 万円、同年 11 月を 26 万円、同年 12 月を 24 万円、13 年 1 月を 22 万円、同年 2 月及び同年 3 月を 26 万円、同年 4 月及び同年 5 月を 32 万円、同年 6 月を 30 万円、同年 7 月を 28 万円、同年 8 月を 26 万円、同年 9 月を 24 万円、同年 10 月を 28 万円、同年 11 月及び同年 12 月を 26 万円、14 年 1 月を 24 万円、同年 2 月から同年 7 月までの期間を 26 万円、同年 8 月及び同年 9 月を 24 万円、同年 10 月から 15 年 3 月までの期間を 26 万円、同年 4 月及び同年 5 月を 28 万円、同年 6 月を 30 万円、同年 7 月を 28 万円、同年 8 月から同年 11 月までの期間を 26 万円、同年 12 月から 16 年 10 月までの期間を 28 万円、同年 11 月から 17 年 6 月までの期間を 26 万円、同年 7 月を 24 万円、同年 8 月から同年 12 月までの期間を 26 万円、18 年 1 月を 28 万円、同年 2 月を 24 万円、同年 3 月を 26 万円、同年 4 月及び同年 5 月を 24 万円、同年 6 月及び同年 7 月を 26 万円、同年 8 月を 24 万円、同年 9 月を 22 万円、同年 10 月及び同年 11 月を 28 万円、同年 12 月から 19 年 3 月までの期間を 30 万円、同年 4 月を 32 万円、同年 5 月を 30 万円、同年 6 月を 28 万円、同年 7 月を 30 万円とすることが必要である。

なお、申立期間において、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人から提

出された給料支払明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録により確認できる標準報酬月額は、申立期間のすべてにおいて一致していないことから、事業主は、給料支払明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和49年4月3日に、資格喪失日に係る記録を同年10月3日に訂正するとともに、B社C工場（現在は、D社）における資格取得日に係る記録を50年7月11日に、資格喪失日に係る記録を同年11月12日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、49年4月から同年9月までの期間は9万2,000円、50年7月から同年10月までの期間は9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月3日から同年10月3日まで
② 昭和49年12月2日から50年5月20日まで
③ 昭和50年7月11日から同年11月12日まで

私は、申立期間①については、A社の工場に、申立期間②については、E社（現在は、F社）の工場に、申立期間③については、B社の工場にそれぞれ季節労働者として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できない。

申立期間における雇用保険の加入記録があり、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言により、申立人が、申立期間において、それぞれの事業所に勤務していたことが確認できる。

申立期間①については、申立期間①当時、A社において給与事務を担当していた者は、「4か月以上勤務する者については、全員を厚生年金保険に加入させていた。パートの女性の中には、『夫の扶養に入るので、社会

保険に加入させないでほしい。』と申し出る人もいたが、このような人以外の全員の給与から保険料を控除していたと思う。」としている。

また、申立人が、申立期間①当時、季節工として一緒に勤務していたとする複数の同僚については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、申立期間①の一部を含む期間において、約3か月間又は6か月間の厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、同僚のA社における申立期間①の社会保険事務所（当時）の記録から、9万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、「当時の資料等が無いことから、厚生年金保険料を納付したかは不明である。」としているが、申立期間①において行われるべき事業主による資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和49年4月から同年9月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、申立人が勤務していたとする工場の所在地及び既に確認されているB社に勤務していた期間に係る申立人の被保険者記録から、オンライン記録上、申立人が勤務していた工場は、B社C工場として厚生年金保険の適用を受けていたものと推認されるところ、申立期間③当時、B社C工場において給与事務を担当していた者は、「B社では、所得税の乙欄適用者と産業医以外は、全員を社会保険に加入させていた。雇用保険の記録があるのであれば、厚生年金保険にも加入させるために申立人の給与から厚生年金保険料を控除していたと思う。」としている。

また、オンライン記録により、B社C工場に係る被保険者資格の得喪が10回確認できる者は、B社C工場に季節工として勤務していた期間に係る被保険者記録に誤りは無い旨述べている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額については、同僚のB社C工場における申立期間③の社会保険事務所の記録から9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、D社は、「当時の資料等が無いことから、厚生年金保険料を納付したかは不明である。」としているが、申立期間③に行われるべき事業

主による資格の取得届及び喪失届のいずれの機会においても、社会保険事務所が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所へ資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年7月から同年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間③に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②については、F社から提出されたE社の昭和49年12月分から50年5月分までの給料明細表により、申立人の申立期間②に係る給与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる上、申立人が一緒に勤務していたとする同僚二人についても、E社に係る被保険者記録は確認できない。

このほか、申立期間②において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年11月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年11月から59年3月まで

私は、昭和57年*月に離婚し、同時に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を自宅近くの金融機関で納めていた。

その後、昭和58年10月にA社に勤務することになり、60年にA社を退職するまで、当時の同僚二人分の国民年金保険料を預かり、私の国民年金保険料と一緒に近くの金融機関で納付していた。

年金記録問題が話題になったとき、妹から加入記録を調べるように勧められ、社会保険事務所（当時）に何度か出向いて調べたところ、昭和57年11月から59年3月までが未納期間となっていることが分かった。

昭和57年11月から納めたのは間違いないので、申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号の前後の記号番号に係る払出状況から、昭和59年4月ごろに払い出されたものと推認でき、その時点では、申立期間の大部分は過年度納付によらなければ国民年金保険料を納付することはできないが、申立人は、まとめて納付した記憶は無いとしている上、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無い。

また、申立期間に係る申立人の国民年金保険料の納付金額及び納付方法などの記憶は曖昧である上、申立人は、申立期間のうち、A社に勤務している間は、当時のA社の同僚二人分の国民年金保険料を預かり、自分の分と一緒に近くの金融機関で納めていた旨主張しているが、当該同僚二人に当時の状況を照会しても、一人は既に死亡している上、残り一人も、「当

時、申立人が、自分の分の国民年金保険料と一緒に納めていたかどうかは分からない。申立人が国民年金保険料納付書を持っているのを見たことはない。」としており、申立人がA社の同僚の分と併せて国民年金保険料を納付していたことを確認できないほか、申立人も、「勤務していた当時は、国民年金保険料だけでなく、会社のお金の出し入れ及び振込みなどもしていたので、はっきりとは覚えていない。」としている。

さらに、申立人から提出された申立人の妹の文書によれば、「申立人が、離婚後すぐに国民年金に加入して、保険料を納めたと聞いたことはある。」としているものの、申立人の妹は、申立期間当時、申立人とは同居しておらず、申立人は「納付書や領収書を見せたことも無く、一緒に納めに行ったことも無い。」としている。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月から6年3月まで

私の平成3年4月から6年3月までの3年分の国民年金保険料は、夫がA市（現在は、B市）の役場で、毎年、前納により納めていた。その後、A町役場の国民年金係の職員に勧められ、7年9月22日にそれまで免除になっていた昭和60年9月から平成6年3月までの国民年金保険料として97万80円を追納した。

平成3年4月から6年3月までの国民年金保険料は、重複して支払っているため、重複支払となった3年分の国民年金保険料を還付してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、平成7年9月22日に97万80円を追納したとしている額は、オンライン記録上、追納日において、昭和60年9月から平成6年3月までの国民年金保険料の申請免除承認期間に係る追納額と一致していることから、申立期間当時は、国民年金保険料の申請免除承認期間であったと考えられる。

また、申立人は、その夫が申立期間の国民年金保険料を前納したとして、申立期間当時の家計簿から書き写したとするメモを提出しているが、当該メモによれば、「国民年金支拂メモ、平成3年3月116,400円、4年3月16日116,400円、5年4月19日120,300円、以上支拂済み」と記載されているものの、当該金額は申立期間当時の前納額（平成3年度：10万5,390円、4年度：11万3,590円、5年度：12万2,960円）と相違している上、一年前納は、毎年度4月上旬に国民年金保険料の納付書が送付される場所、当該メモによれば、平成3年度及び4年度はいずれも3月に

支払済みとなっているほか、オンライン記録上、平成3年4月から6年3月までは、毎年5月に申請免除手続が行われていることから、申立期間の保険料を前納していたとすれば、免除申請手続を行う必要は無く、申立内容に不自然な点が見受けられる。

さらに、オンライン記録とA町役場の国民年金被保険者名簿の納付記録は一致している上、A町役場の国民年金被保険者名簿の余白には、「60才まで 国年 225 月 厚 43 月 268 月 32 月不足」の記載があるところ、当時、A町役場において国民年金事務を担当していた元職員は、「平成7年9月22日の追納前に計算を行い、追納が可能であった期間及び元年の4月と5月の納付済期間、6年4月以降60歳までの納付可能期間を計算し、申立人に、昭和60年9月から平成6年3月までの申請免除承認期間に係る追納と高齢任意加入を勧めたと思う。」としていることから、追納日時点において、申立人は、申立期間が申請免除承認期間であったことを認識していた可能性がうかがわれる。

このほか、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情、及び申立期間に係る国民年金保険料を重複して納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）も無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 9 月から 53 年 1 月までの期間及び同年 9 月から 54 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月から 53 年 1 月まで
② 昭和 53 年 9 月から 54 年 5 月まで

私は、A 市内の会社を退職する際に、会社から勧められたこともあり、実家のある B 県 C 町（現在は、D 市）に帰った昭和 51 年 9 月ごろ、C 町役場において国民年金加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。

その後、昭和 53 年 2 月に地元の会社に就職し、厚生年金保険に加入したが、同年 8 月末で退職し、同年 9 月から 54 年 5 月までの間も国民年金に加入し、保険料を納めていたはずである。

申立期間を国民年金保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 56 年 10 月 1 日に払い出されているが、その時点では、申立期間は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も無いほか、申立期間は未加入期間となっているため、保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

また、申立人は、「申立期間当時、確定申告の際に前年度の収入があったことから、役場で国民年金保険料の免除ができずに保険料を納付するように言われたことを覚えている。しかし、正確な期間は覚えていないが、申請免除が可能な期間もあったと思う。」としているところ、オンライン記録によると、昭和 56 年 7 月から 57 年 3 月までの国民年金保険料は未納、同年 4 月から 59 年 3 月までは申請免除期間とされていることが確認でき

る上、上記のとおり、申立人の国民年金手帳記号番号が56年10月に払い出されていることを勘案すると、申立人は、当該時期に国民年金の加入手続を行ったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立期間の国民年金保険料の金額及び保険料の納付方法等についての申立人の記憶は曖昧であり、申立期間に係る申立人の国民年金保険料の納付状況等は不明である。

加えて、ほかに申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年1月1日から28年5月1日まで

私は、昭和26年1月から28年11月まで、A社に勤務していたが、私のA社に係る厚生年金保険の加入記録を社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に係る加入記録は確認できなかった。

昭和26年1月から継続して勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、少なくとも申立期間の一部において、A社に勤務していたことは、複数の同僚の証言から推認できる。

しかし、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、当該事業所は昭和28年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間については、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人が覚えている複数の同僚の当該事業所における厚生年金保険の被保険者資格取得日は、いずれも申立人と同日（昭和28年5月1日）であることが確認できる。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなく、当時の事業主の所在は不明である上、申立人自身も「厚生年金保険料が給与から控除されたのは、最後の6か月間だけであり、今さら、どうして控除するのかと思ったことを覚えている。」としているほか、申立人と同じ昭和28年5月1日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の者（申立人と共に申立てをしている同僚を除く。）に事情を聴取しても、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、B社に係る被保険者名簿及びオンライン記録によると、申立人が覚えている同僚のうち、昭和26年5月1日以前からA社に勤務していたとする複数の者については、同年5月1日以前の期間において、B社に係る被保険者記録が確認できることから、同年1月1日から同年5月1日までの期間について、B社に係る被保険者名簿を調査したが、申立人のものと特定できる記録は確認できない上、B社に係る人事記録等を引き継いだC社は、「A社に係る書類は引き継いでおらず、申立人の在籍や保険料控除については分からない。」としている。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 7 月 26 日から同年 8 月 1 日まで
私は、平成 12 年 1 月に A 社に入社した後、派遣先の B 社において勤務を開始し、21 年 1 月まで勤務していた。その間、派遣元の A 社が社名を次々と変え、社長や事務担当者も変わったようであるが、同じ派遣先に継続して勤務していたのに、被保険者期間に空白が生じているのはおかしいと思うので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社及び C 社の人事記録を管理している D 社から提出された A 社及び C 社に係る申立人の会社間異動情報によると、申立人は、平成 16 年 7 月 25 日に A 社を退職し、同年 7 月 26 日に C 社に入社しており、申立期間においては、C 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、社会保険事務所（当時）が保管している C 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、C 社は、申立人の被保険者資格取得日を平成 16 年 8 月 1 日として届け出ていることが確認できる上、D 社から提出された申立人に係る平成 16 年の賃金台帳によると、A 社における申立人の同年 7 月分の給与からは、厚生年金保険料が控除されておらず、C 社における申立人の同年 8 月分の給与からは、厚生年金保険料が 1 か月分しか控除されていないことが確認できるほか、申立人から提出された A 社及び C 社に係る平成 16 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額も、当該賃金台帳に記載されている各月の社会保険料の合計額と一致している。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申

立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 18 年 4 月 1 日から 19 年 6 月 1 日まで
② 昭和 19 年 9 月 1 日から 21 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 18 年 4 月に A 社 B 支社に入社し、工場に技術職として勤務していたが、19 年 4 月に志願して陸軍特別幹部候補生として入隊した。終戦に伴い 20 年 10 月に復職したが、同年 11 月から自宅待機となり、同年 12 月 31 日に退職した。

出征中は休職扱いで、厚生年金保険に継続して加入していたと思うし、そのことは年金手帳でも確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社 B 支社から提出された申立人に係る在籍台帳の写し（以下「在籍台帳」という。）から、申立人は、申立期間の一部を含む昭和 18 年 6 月 18 日から 20 年 10 月 30 日までの期間において、当該事業所に在籍していたことが確認できる。

しかし、申立期間①のうちの昭和 18 年 4 月 1 日から同年 6 月 18 日までの期間及び申立期間②のうちの 20 年 10 月 30 日から 21 年 1 月 1 日までの期間については、申立期間及びその前後の期間において、A 社 B 支社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうちの複数の者に事情を聴取しても、申立人が、当該期間において、当該事業所に在籍していたことがうかがえる回答を得ることはできなかった。

また、申立期間①のうちの昭和 18 年 6 月 18 日から 19 年 6 月 1 日までの期間については、在籍台帳により、申立人は、同年 4 月 24 日に休職したことが確認できることから、同年 4 月 24 日から同年 6 月 1 日までの期

間については、申立人は、A社B支社に在籍はしていたものの、勤務していなかったものと認められる上、労働者年金保険法では、工場法の適用を受ける工場、鉱業法の適用を受ける事業場、工場等において使用される男性労働者（一般職員を除く。）が対象とされているところ、申立人は、工員を指導する立場として当該事業所に勤務していたとしていることから、申立人は、当該期間において、労働者年金保険法の対象とされなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間②のうちの昭和19年9月1日から同年10月1日までの期間については、前述のとおり、申立人は、当該期間において、A社B支社に在籍はしていたものの、勤務していなかったものと認められる上、厚生年金保険法における厚生年金保険料の徴収が開始されたのは同年10月であることから、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料が給与から控除されていたとは考え難い。

加えて、申立期間②のうちの昭和19年10月1日から20年10月30日までの期間については、C県から提出された申立人に係る兵籍簿及び本籍地名簿の写しから、申立人が19年4月20日に特別幹部候補生として入隊し、20年10月7日に除隊したことが確認できるところ、当時の厚生年金保険法において、志願兵については厚生年金保険料の免除の対象とされていない上、A社B支社の当時の労務担当者は、「出征している社員については、休職扱いとしており、応召兵については、休職期間中も年金に継続して加入させていたが、志願兵については、休職期間中は年金に加入させていなかった。」としているほか、申立期間及びその前後の期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者のうち、複数の者が、「申立人と同様にA社B支社を休職して入隊した。」としているものの、これらの者は、いずれも「応召兵として入隊した。」としている。

このほか、在籍台帳から、申立人は、昭和20年10月7日にA社B支社に復職し、同年10月30日に退職していることが確認できるが、前述の労務担当者は、「志願兵が復職した後、厚生年金保険に加入させていたかどうかは分からない。」としている上、申立人並びに申立期間及びその前後の期間において、当該事業所に係る被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた者のうちの複数の者は、「復職したとき、技術職には仕事が無かった。」としているほか、当該事業所は、「厚生年金保険に関する当時の資料は残っておらず、申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかは不明である。」としており、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

なお、申立人から提出された年金手帳（昭和56年*月*日再交付）の

厚生年金保険の記録に係る頁を見ると、事業所名欄に「A社」、被保険者となった日欄に「昭和19年6月1日」、被保険者でなくなった日欄に「昭和20年12月」（日付は未記入）と記載されていることが確認できるものの、A社B支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できる申立人の被保険者記録（昭和19年6月1日から同年9月1日までの期間。なお、当該期間については、一般職員に対する保険料徴収開始前の期間であり、被保険者名簿の申立人が記載されている欄には、一般職員に対する厚生年金保険適用の法律改正に伴う加入であることを意味する表示がされていることから支給対象となる被保険者期間には算入されていない。）及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）において確認できる申立人の被保険者記録（昭和19年6月1日から9月1日までの期間）と一致していないことから、当該記載を理由として、申立人が、申立期間②において、当該事業所の被保険者であったものと認めることはできない。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年3月14日から48年3月21日まで
② 昭和48年3月29日から50年7月21日まで

私は、年金記録を確認したときに初めて、申立期間に係る脱退手当金が支給された記録になっていることを知ったが、当時、私は、脱退手当金を受給することができることを知らなかったし、脱退手当金が支給されたとする時期には、出産のため、実家に帰省していたので、脱退手当金の請求手続も行っていないはずである。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、昭和51年2月27日に支給決定されていることが確認できる上、申立人に係る脱退手当金が支給決定された直前に申立人が勤務していた事業所に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票の現金給付記録欄によると、申立人の50年*月*日の出産に係る分娩費と育児手当金が51年1月に、出産手当金が同年2月に支給されていることが確認できるところ、申立人はこれらの手当についても脱退手当金同様に受給した記憶が無いと主張しているものの、すべての支給にわたり、社会保険事務所（当時）により誤った処理がなされるとは考え難い。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約7か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない上、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないほか、申立人は、

事業所、関係機関及び同僚に対する調査を希望していないため、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①、②、④及び⑤に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年3月9日から24年9月21日まで
② 昭和24年6月21日から29年2月1日まで
③ 昭和29年3月から同年10月まで
④ 昭和29年12月1日から30年3月5日まで
⑤ 昭和30年3月7日から31年6月17日まで

私は、申立期間①においてはA社、申立期間②においてはB社、申立期間③においてはC社、申立期間④においてはD社、申立期間⑤においてはE社にそれぞれ勤務していた。

社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間①、②、④及び⑤については脱退手当金が支給済みとされており、申立期間③については被保険者記録を確認することができなかった。

しかし、私は脱退手当金を受け取った覚えは無いし、申立期間③において、C社の現場事務員として、建設現場に設置されていた事務所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給対象期間である申立期間①、②、④及び⑤については、オンライン記録上、申立人に係る脱退手当金が支給決定される直前の事業所は、F社であることが確認できるところ、当該事業所に係る健康保険厚

生年金保険被保険者名簿において、申立人が当該事業所に係る被保険者資格を取得した前後に同資格を取得した女性のうち、申立人が同資格を喪失した昭和31年6月17日の前後2年以内に同資格を喪失し、かつ、その時点で脱退手当金の受給資格を満たしていた16人（被保険者資格喪失後、3か月以内に別の事業所における被保険者資格を取得した者及び申立人を除く。）の脱退手当金の支給記録を確認したところ、10人に脱退手当金が支給決定されていることが確認でき、そのうちの9人は当該事業所に係る資格喪失日から6か月以内に支給決定されている上、支給決定時は通算年金制度前であることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、脱退手当金は、申立人のF社に係る被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年8月21日に支給決定されており、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）にも、当該脱退手当金の支給記録が記載されているなど、一連の事務処理に不自然な点は認められない。

さらに、申立人に聴取しても、脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①、②、④及び⑤に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

申立期間③については、申立期間③及びその前後の期間において、C社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる6人に事情を聴取しても、全員が申立人を覚えておらず、申立人がC社に勤務していたことを特定することができない上、申立人は、「現場事務員として、建設現場に設置されていた事務所に勤務していた。」と主張しているところ、前述の6人のうちの3人が、「現場事務所の事務員は、現場単位で採用される臨時社員であり、社会保険には加入していなかったと思う。」としているほか、前述の3人のうちの1人が、申立人と同様に現場事務所の事務員として勤務していたことを覚えている者（勤務地は申立人と異なる。）についても、C社に係る被保険者記録を確認することができず、その者は、「現場事務員は、現地採用だったので、厚生年金保険に加入させてもらえなかったのだと思う。」としている。

また、G社（C社から名称変更）は、「申立人の在職並びに申立てどおりの届出、保険料納付及び保険料控除を行ったかどうかについては、当時の資料が残っておらず、不明である。」としており、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間③において、事業主により申立人の厚生年金保険

料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間③について、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年7月1日から32年7月1日まで
私は、昭和31年7月1日にA社に入社し、A社B営業所に勤務していた。
しかし、社会保険庁（当時）の記録上、私のA社における厚生年金保険被保険者記録が昭和32年7月1日からとなっていることに納得できない。

当時の給与明細書は所持していないが、申立期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことを覚えているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時のことを詳細に記憶している上、「私が覚えている同僚のうちの一人は、私よりも半年後に入社したことを覚えている。」と主張しているところ、当該同僚（被保険者資格取得日は、昭和31年12月1日）は、「私はA社に入社してすぐにA社B営業所で事務を担当していたが、そのときには、申立人は、既に技術職としてA社B営業所に勤務していた。申立人は、私が入社する半年ぐらい前からA社B営業所に勤務していたと思う。」としていることから、勤務形態は不明であるものの、申立人は、申立期間において、A社B営業所に勤務していたものと推認される。

しかし、申立期間当時の事業主の妻は、「当時、『給与の手取額が減るのは困る。』と言う人も多く、必ずしもすべての従業員を社会保険に加入させていたわけではなかった。また、A社には派遣社員のような人も多く、厚生年金保険に加入させていない者も多かったと思う。」としている上、

申立人が覚えている同僚のうちの一人は、「私は、申立人と同じ昭和 31 年 7 月 1 日に A 社に入社し、技術職として勤務していたが、A 社における厚生年金保険被保険者記録が 32 年 7 月 1 日からとなっている。」としているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録により、当該同僚は、昭和 32 年 7 月 1 日に A 社に係る被保険者資格を取得していることが確認できるほか、申立人が同じ時期に技術職として A 社に入社したとしている 5 人のうちの 4 人（前述の技術職として勤務していた同僚を含む。）については、A 社に係る被保険者資格を昭和 31 年 12 月 1 日又は 32 年 7 月 1 日に取得しており、残りの 1 人については、被保険者記録が確認できないことを踏まえると、A 社は、申立期間当時、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれる。

また、A 社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主、役員及び経理担当者は既に死亡又は所在が不明である上、申立期間及びその前後の期間において、A 社に係る被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）に事情を聴取しても、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年7月から29年9月まで
② 昭和29年10月から30年6月1日まで
③ 平成3年8月10日から13年1月1日まで

私は、昭和26年7月から29年9月まではA社に、同年10月から33年1月25日まではB社に、平成3年8月10日から12年12月31日まではC社、及び会社名は分からないが、C社とは別の会社に勤務していた。

しかし、申立期間に係る私の厚生年金保険被保険者記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立期間①及びその前後の期間において、A社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の回答により、申立人は、少なくとも申立期間の一部において、A社に勤務していたものと推認される。

しかし、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録によると、A社は、昭和29年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①のうち、26年7月から29年7月1日までの期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、申立人は、A社に勤務しているときに、機械を取り付ける仕事などに従事していた旨主張しているところ、申立期間①当時、A社において、機械操作や総務関係の業務に従事していたとする3人は、それぞれ「A社には、技術者などのほか、機械の設置、機械操作などの技術者の下働きの者がいたが、それらの者は日雇いであった。申立人も日雇いではなかった

かと思う。」、「A社には、出来高払い制の給与体系で、厚生年金保険に加入していない従業員がいた。申立人が、機械取り付け工事に携わっていたのであれば、厚生年金保険料を控除されていないと思う。」、「申立人は、主に機械の取り付けや修理をしていた。歩合給のような形で働いていたのかもしれない。」としており、A社は、勤務内容や雇用形態などにより、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は死亡又は所在不明であることから事情を聴取できず、前述の3人からも申立人の申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立期間②及びその前後の期間において、B社（現在は、D社）に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の回答により、申立人は、申立期間②において、当該事業所に勤務していたものと推認される。

しかし、申立期間②において、B社に係る被保険者記録が確認できる複数の者は、当該事業所では臨時雇用の期間があったと思う旨述べており、このうちの一人は、「私も、臨時雇用扱いであったと思われる期間（入社してからの数か月間）については、厚生年金保険被保険者記録が確認できない。」としていることから、申立期間②当時、当該事業所は、必ずしもすべての従業員を入社後すぐに厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれる。

また、D社は、「昭和33年当時の資料が無く、申立人の在籍、申立てどおりの届出、申立人の給与からの厚生年金保険料の控除及び納付などすべて不明である。」としている上、申立期間②において、B社に係る被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間③について、申立人が勤務していたとするC社（実際は、個人事業主）の元事業主は、「時期は忘れたが、2、3か月間は申立人と一緒に働いたと思う。最初は申立人に給料を支払っていたが、途中から、E社の下請会社に彼を預けるような形で働いてもらっていた。」としており、申立人が「C社の次に勤務していた会社名は忘れたが、社長の名前を覚えている。」としているところ、申立人から提出された名刺には、E社の担当者名が記載されていたため、当該担当者に事情を聴取した結果、申立人が覚えている者はF社の社員であることが判明し、当該社員の回答により、申立人は、G社及びF社に勤務していたことが明らかになったが、これらの事業所は、それぞれ「平成4年2月25日から申立人が在籍していたこと

を確認できる。」、「平成8年1月1日から11年12月31日まで、申立人が在籍していたことを確認できる。」としていることから、申立人は、少なくとも申立期間③の一部において、C社、G社及びF社で勤務していたものと推認される。

しかし、C社の元事業主は、「C社は、設立準備はしたが設立には至らず、申立人は、社会保険に加入する正社員ではなくアルバイトのようなもので、厚生年金保険の保険料を控除していた覚えもない。」としているところ、C社については、オンライン記録上、厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できず、登記簿における登記も確認できないほか、申立人に係る雇用保険の加入記録についても確認できない。

また、G社及びF社は、いずれも「申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料を控除していない。」としており、G社の元役員であり、F社で総務を担当している者は、「申立人は、平成3年ごろからG社で、8年からはF社で勤務していた。いずれの会社においても、一貫して臨時工であって、厚生年金保険や健康保険には加入していなかったと思う。」としていることから、申立人の申立期間③に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月25日から47年1月12日まで
② 昭和47年10月14日から48年3月31日まで
③ 昭和48年12月から49年5月まで
④ 昭和54年4月から55年9月まで
⑤ 昭和55年11月3日から56年11月10日まで

私は、申立期間当時、出稼ぎで一定期間働いたらA市に帰って失業保険を受給し、受給し終わると、また、出稼ぎに行くことを繰り返していた。申立期間①及び②においてはB社C支店に、申立期間③においてはD社に、申立期間④においてはE社F事業所に、申立期間⑤においてはE社G事業所に勤務していた。申立期間①、②及び⑤に係る雇用保険の加入記録、並びに事業所名は不明であるが、申立期間③に係る記録と思われる雇用保険の加入記録が確認できるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、雇用保険の加入記録により、申立人が、申立期間①及び②において、B社C支店に勤務していたことが確認できる。

しかし、B社は、「当社が保管している、厚生年金保険被保険者の資格取得届の控えを確認したところ、申立期間①及び②における申立人の氏名が記載された資格取得届の控えは確認できない。ほかには申立人に係る当時の資料が残っていないので、申立てどおりの届出、保険料の控除を行ったかどうかについては不明である。」としている上、B社健康保険組合及び企業年金連合会（B社は、昭和47年8月1日から平成14年7月21日まで基金加入）は、いずれも「管理している記録を見ても、申立期間①及び②に

において、申立人の氏名を確認できない。」としている。

また、申立人が覚えている同僚については、申立期間②において、B社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できるものの、当該同僚はすでに死亡しており事情を聴取することができず、当該同僚の妻は、「夫は出稼ぎではなく、正社員として働いていた。」としていることから、当該同僚は、申立人とは異なる勤務形態であった可能性がうかがわれる上、B社の厚生年金保険は本社一括適用であり、申立人が申立期間①及び②において勤務していたB社C支店の同僚を特定することは困難であることから、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間③については、申立人は、「資格取得日が昭和48年10月18日、離職日が49年3月22日の事業所名が無い雇用保険被保険者資格取得届出確認照会回答書はD社に勤務していた時期のものだと思う。」としているが、当該雇用保険の加入記録を管理している公共職業安定所は、「事業所名は分からないが、当該照会回答書の事業所番号からH県I市にあった事業所に係る記録であることは間違いない。」としているところ、申立人が、申立期間④において勤務していたとするE社F事業所におけるJ地区工事の事業所がH県I市にあったことなどから、当該雇用保険の加入記録は、申立人が、E社のJ地区工事に従事していた期間の記録と考えられる。

また、申立人は、申立期間③における同僚を覚えておらず、申立期間③において、D社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた一人は、申立人を覚えていないことから、申立人が、申立期間③において、D社に勤務していたことを特定できない上、D社は、「労働者名簿等は、従業員の退職後10年位で処分しているので当時の資料は無いが、当時、当社では正社員であった現場責任者、技術職以外は臨時雇用扱いであり、臨時雇用扱いの者の給与から厚生年金保険料を控除していない。申立人が出稼ぎであったのであれば、臨時雇用扱いであったと思われるので、厚生年金保険料を控除していないと思う。」としているほか、申立期間③における被保険者記録が確認できる者のうちの被保険者期間が1年未満であった者で事情を聴取できた二人は、いずれも「私は出稼ぎではなく、正社員で入社したが、早く辞めた。」としていることから、D社は、臨時雇用扱いとしていた者を、厚生年金保険に加入させていなかった可能性がうかがわれる。

申立期間④及び⑤については、雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間⑤において、E社G事業所に勤務していたことが確認できるものの、申立期間④においては、申立人は、昭和54年4月ごろから55年9月ごろまで、E社F事業所においてJ地区工事に従事していたと主張しているが、申立期間④当時のE社の事業主は、「J地区工事は、昭和46年3月から49

年6月までであった。」としており、47年4月からJ地区工事の事務所に勤務していたとする者も、「残務整理はあったが、J地区工事は昭和50年4月から5月位までには終わったと思う。」としている上、前述のとおり、申立人の48年10月18日から49年3月22日までの期間に係るE社F事業所における記録とみられる雇用保険の加入記録が推認できることを踏まえると、申立人はE社F事業所に勤務していた時期を勘違いしている可能性がうかがわれる。

また、申立期間④及び⑤当時のE社の事業主は、「月給制の者は厚生年金保険に加入させていたが、申立人のように出稼ぎであった者は日給制の臨時雇用であり、厚生年金保険に加入させていなかった。国民健康保険に加入している人もいたので建設国保は、希望者に加入させていた。雇用保険には全員を加入させていた。」としている上、E社のJ地区工事の事業所で出稼ぎの人の採用を担当していたとする者は、「当時、出稼ぎに来る人は厚生年金保険には加入していなかった。」としているほか、申立人が覚えている同僚は、「私も、申立期間⑤当時、E社G事業所で働いていたが、当時、出稼ぎの人は厚生年金保険には加入していなかった。私はE社で出稼ぎとして働いていたが、厚生年金保険に加入したのは平成7年からである。」としていることから、E社は、必ずしもすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった可能性がうかがわれる。

さらに、申立期間については、申立人とその妻は国民年金に加入し、申立人は付加保険料込みで、申立人の妻は定額保険料のみを納付している上、A市は、「申立人の妻は昭和41年8月1日に、申立人は46年11月29日に国民健康保険に加入し、現在も加入中である。」としている。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。